

事務連絡
令和4年3月29日

総務部長
企画・国際部長
学務部長 殿
研究推進部長
学院等事務部長

財務部長 林 明 夫
施設運営部長 松 永 鶴 博

倉庫等小規模建築物の設置に係る法令遵守の徹底等について（依頼）

日頃より、施設の適切な維持管理に御協力いただきありがとうございます。

この度、東京都都市整備局建築指導課の指導を踏まえ、本学キャンパス内に設置されている倉庫等小規模建築物（以下「倉庫等」という。）の設置状況調査を行なった結果、建築基準法に基づく申請・検査を実施した事実が確認出来ず、違法状態の可能性が濃厚である倉庫等（以下「違法倉庫等」という。）の存在が判明しました。

ついては、違法状態を解消するため、違法倉庫等の所有者・管理者におかれては、違法倉庫等の除却など必要な対応を講じていただくようお願いします。

また、キャンパス内に設置可能な施設の面積には限りがあることを御理解いただき、倉庫等の設置に際しては真に必要な場合に限定すると共に、今後同様の事態が発生することを防ぐため、新たな施設の設置（仮設物等含む）を検討される場合には、必ず事前に施設運営部まで御相談くださるようお願いします。

なお、対応を検討する際に不明な点等がある場合には、下記の担当グループに御相談ください。

[本件担当]

仮設物設置手続きに関すること

(大岡山) 財務部主計課財産管理グループ 内線：2309

(すずかけ台) 財務部すずかけ台会計課経理グループ内線：5913

違法倉庫等の判定・学長裁量スペースに関すること

施設運営部施設総合企画課企画・計画グループ 内線：3406